



2014年9月1日

各 位

会社名 新華ホールディングス・リミテッド
(URL : www.xinhuaholdings.com)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
レン・イー・ハン
(東証マザーズ コード番号 : 9399)
連絡先 経営企画室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

当社の定時株主総会及び定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日、取締役会において、当社の2013年12月期の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の報告事項及び付議議案を下記のとおりとすることを決定いたしましたのでその旨お知らせします。なお、本定時株主総会の開催日時及び場所は下記のとおりであり、2014年8月21日現在において確定された実質株主の指示により、株式会社証券保管振替機構が株主の議決権を行使いたします（但し、外国株券等保管振替決済制度の対象外の一部の株主については直接の議決権行使が可能です。）。

また、上記の株主総会の報告事項及び付議議案の決定に伴い、取締役会は、当社の基本定款及び附属定款の一部変更についても決定いたしました。当該定款変更の理由と内容についても以下に記載しておりますので、あわせてご確認ください。なお、下記の全ての定款変更は、株主総会による承認が得られた時に効力が発生するものといたします。

記

1. 日 時 2014年10月7日（火曜日）午前10時（東京時間）
2. 場 所 東京都東京都港区六本木1-6-1
泉ガーデンタワー7階「Room 1」
3. 会議の目的事項

報告事項

2013年1月1日から2013年12月31日までの事業報告書および連結損益計算書ならびに2013年12月31日現在の連結貸借対照表の内容報告の件

決議事項（*いずれも会社提案によるものです。）

第1号議案：全ての株主への配当を資本剰余金の中から、また2014年8月21日現在の資本剰余金の残高356,549,893米ドルを上限として支払うこと及び配当に関する条件及び要項を取締役に一任することの承認の件

定款では、配当は当社の実現又は未実現であるかを問わず利益、利益とは別の剰余金で、特別決議に基づき取締役会が処分を決定できる資本剰余金、若しくはその他に配当を目的として承認される資金又は勘定のみを原資とすることができます。現在当社には利益剰余金及び配当可能なその他の剰余金がなく、資本剰余



金のみが配当の支払いの原資となり得ます。資本剰余金を原資とする場合、定款により株主の承認が必要となります。取締役会は、将来1株あたり額面20香港ドルの普通株式2,274,999.79株及び額面20香港ドルのA種優先株式225,000株を有する株主に対する配当を、都度臨時株主総会を開催する時間及び費用を節約するため、資本剰余金の中から、また2014年8月21日現在の資本剰余金の残高356,549,893米ドルを上限として支払うこと及び配当に関する条件並びに要項を取締役に一任することについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます。但し、当社が配当を支払う時点において、ケイマン諸島の会社法（Cap. 22）（1961年法第3号、統合・改正後のものを含む）（以下、「会社法」といいます。）（すなわち、当社が当該配当を支払うにあたり、通常の事業活動においてその負債を期日に支払いができること。）の規定を満たせることを条件とします。なお、当社は、現在の厳しい財務状況に鑑みて、本第1号議案が可決された場合であっても、現時点において直ちに配当を行うことは予定しておりませんが、将来において余剰資金が生じた場合に機動的に配当を支払うことができるよう、本提案を行う次第です。

第2号議案：授権資本を50,000,000香港ドルから200,000,000香港ドルに増加することに関する承認の件

今後、株式の割当及び発行による資金調達に柔軟に対応するため、取締役会は、授権資本を2,275,000株の普通株式及び225,000株の優先株式からなる50,000,000香港ドルから、6,825,000株の普通株式及び675,000の優先株式を増加させ、合計で9,100,000株の普通株式及び900,000株の優先株式からなる200,000,000香港ドルを取締役会の判断で機動的に発行することができるようにすることについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます。

なお、本第2号議案は、ケイマン諸島の法令及び当社の附属定款第4条及び第6条に従い、現行の基本定款第8条を変更することなく授権資本を増加させるものですが、株主の皆様の便宜のために、当該増加後の授権資本に従って同条を読み替えると以下のとおりとなります（下線部分が相違点。なお、現行基本定款における払込資本という表現は分かりにくいことからより適切な授権資本という表現に合わせて読み替える前提で記載しております。）。

現行基本定款	本議案による増加後の授権資本に従って読み替えた場合
<p>第8条 当社の<u>払込資本</u>は<u>50,000,000</u>香港ドルであり、1株当たり額面20香港ドルの<u>2,275,000</u>普通株式及び1株当たり額面20香港ドルの<u>225,000</u>優先株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び付属定款の規定に従い前記<u>払込資本</u>を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授権資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>	<p>第8条 当社の<u>授権資本</u>は<u>200,000,000</u>香港ドルであり、1株当たり額面20香港ドルの<u>9,100,000</u>普通株式及び1株当たり額面20香港ドルの<u>900,000</u>優先株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び付属定款の規定に従い前記<u>授権資本</u>を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授権資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>



第3号議案：当社株式の額面額を変更することに関する承認の件

取締役会は、額面 20 香港ドルの払込済株式の額面を 1 株あたり 19.99 香港ドル減額し、1 株あたり払込済額面を 0.01 香港ドルとすることにより、発行済普通株式の株式資本を 45,499,995.80 香港ドルから 22,750.00 香港ドルに、また発行済優先株式の株式資本を 4,500,000.00 香港ドルから 2,250.00 香港ドルにそれぞれ減額し、当該減額分を発行可能株式資本として、額面 0.01 香港ドルの新たな株式の発行を可能とすること（以下、「発行済株式の額面の減少」といいます。）について特別決議により承認をお願いしたいと存じます。なお、これは発行済株式の額面のみを減少するものであり、発行済株式数は減少しません。但し、発行済株式の額面の減少は、(i) 当該額面の減少がケイマン諸島の一般裁判所（以下、「裁判所」といいます。）にて許可されること (ii) ケイマン諸島における会社登記局により、当該額面の減少に関する裁判所の許可及び会社法上の額面の減少の要件を記す裁判所が承認した株主総会の議事録が登記されること、及び (iii) 裁判所が当該額面の減少に関して課す条件等に従うことを前提とします。

また、取締役会は、第2号議案による授権資本の拡大が承認されることを条件として、発行済株式の額面の減少とあわせて、1 株につき額面 20 香港ドルの未発行の発行可能株式を額面 0.01 香港ドルの 2,000 株に変更し、授権株式を総額 200,000,000 香港ドル、額面 0.01 香港ドル 18,200,000,000 株の普通株式及び額面 0.01 香港ドル 1,800,000,000 株の優先株式に変更し、一株あたりの額面価額を減少（以下、「未発行株式の額面の減少」といいます。）することについて、普通決議により承認をお願いしたいと存じます。

なお、第2号議案による授権資本の拡大と本号による額面価額の減少がいずれも承認された場合には、当社の授権株式は以下のとおりとなります。まず、一株あたりの額面が 0.01 香港ドルとなることから、株式が新たに発行される場合には、発行価額（払込価額）にかかわらず、一株あたり 0.01 香港ドルが当社の払込資本（資本金）として組み込まれ、その他は資本剰余金に組み込まれます。このため、増加後の授権資本枠（200,000,000 香港ドル）は、一株発行されるごとに 0.01 香港ドル分使用されることとなります。

上記の発行済株式の額面の減少及び未発行株式の額面の減少により、既存の普通株主及び優先株主の権利に変動は生じません。また、当社の定款の下で当該額面の減少の直前における普通株式及び優先株式のそれぞれの発行に関する制約に従うものとします。

なお、発行済株式の額面の減少により生じる資本金の減少額は、当社の資本剰余金に振り替えるものとします。

なお、本第3号議案は、ケイマン諸島の法令及び当社の附属定款第4条及び第6条に従い、現行の基本定款第8条を変更することなく、額面価額を減少させるものですが、株主の皆様の便宜のために、第2号議案が可決され、かつ、本号による額面価額の減少が行われた後の当社の授権資本に従って同条を読み替えると以下のとおりとなります（下線部分が相違点。なお、現行基本定款における払込資本という表現は分かりにくいことからより適切な授権資本という表現に合わせて読み替える前提で記載しております。）。

現行基本定款（但し、第2号議案が可決されたと仮定して読み替えた場合の条項）	本議案による増加後の授権資本に従って読み替えた場合
第8条 当社の払込資本は200,000,000香港ドルであり、1株あたり額面 <u>20</u> 香港ドルの <u>9,100,000</u> 普通株式及び一株あたり額面 <u>20</u> 香港ドルの <u>900,000</u> 優先株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらの	第8条 当社の <u>授権資本</u> は200,000,000香港ドルであり、1株あたり額面 <u>0.01</u> 香港ドルの <u>18,200,000,000</u> 普通株式及び一株あたり額面 <u>0.01</u> 香港ドルの <u>1,800,000,000</u> 優先株式に分割され、法によって許される範囲で、

<p>いかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び附属定款の規定に従い前記<u>払込</u>資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授權資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>	<p>当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び附属定款の規定に従い前記<u>授權</u>資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授權資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>
--	---

今般の額面の減少は、払込を受けていない資本金に係わる負債を減少させたり、また株主に対して払込を受けた資本金の払戻をしたりするものではありません。更に額面の減少は当社の原資産、事業活動、財政状態管理及び株主の利益並びに権利に変更を与えるものではありません。

第4号議案：株式の権利に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件

現在、附属定款第9条は、会社法の下で、いずれの優先株式も、株主総会の普通決議により発行又は転換前に当社が決定する条件及び方法に従い、一定の日又は当会社もしくは基本定款により授權された場合には株主の判断により、強制的に償還される株式として発行され又はかかる株式に転換されることができると規定しています。

この点、当社により柔軟且つ迅速な資金調達及び資金需要に対応するため、優先株式の償還に関する条件、方法及び価格についての決定権限を取締役会にも与えることで、機動的な資本政策の実行が可能となり、当社ひいては株主共同の利益の向上につながると判断しています。

そのため、取締役会は、附属定款第9条を以下のとおり変更することについて特別決議による承認をお願いしたいと存じます（下線部分が変更点）。

現行附属定款	変更案
<p>第9条 会社法に従い、いずれの優先株式も、株主総会の普通決議により発行又は転換前に当会社が決定する条件及び方法に従い、一定の日又は当会社もしくは基本定款により授權された場合には株主の判断により、強制的に償還される株式として発行され又はかかる株式に転換されることができ。当会社が買戻のため償還株式を購入する場合、市場を通じない又は入札によらない購入は、一般的な購入又は特別な購入を問わず、当会社が株主総会で随時定める最高価格を上限とするものとする。入札による購入の場合は、入札は全ての株主が同様に行うことができるものとする。</p>	<p>第9条 会社法に従い、いずれの優先株式も、株主総会の普通決議又は<u>取締役会決議</u>により発行又は転換前に当会社が決定する条件及び方法に従い、一定の日又は当会社もしくは基本定款により授權された場合には株主の判断により、強制的に償還される株式として発行され又はかかる株式に転換されることができ。当会社が買戻のため償還株式を購入する場合、市場を通じない又は入札によらない購入は、一般的な購入又は特別な購入を問わず、当会社が株主総会又は<u>取締役会</u>にて随時定める最高価格を上限とするものとする。入札による購入の場合は、入札は全ての株主が同様</p>

	に行うことができるものとする。
--	-----------------

第5号議案：辞任する取締役及び情報に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件

現在、附属定款第 67 条 (3) 項は、本第 66 条 (2) 項又は本第 66 条 (3) 項に従い任命された取締役は、輪番制により辞任する特定の取締役又は取締役の人数を定める際、考慮に入れられないものとするが規定されています。

附属定款第 143 条 (1) 項は、本第 144 条 (2) 項に規定される場合を除き、いずれの株主も、当会社の業務遂行に関連する可能性があり、かつ取締役が判断する限り、当会社の従業員の利害関係において公開することが不適當である当会社の取引の詳細又は企業秘密もしくは業務上の秘密の性格を有する又はその可能性のある事項の開示を要求する、あるいはそれに関する情報を要求する権限を有しないことを規定しています。

取締役会は、附属定款 67 条 (3) 項で言及されている附属定款「第 66 (3) 項」を「第 66 条 (5) 項」に修正し、附属定款 143 条 (1) 項で言及されている附属定款「定款第 144 (2) 項」を「第 143 条 (2) 項」に修正する必要があると判断しています。なお、これらはいずれも参照すべき条項に過誤があったものであり、実質的な修正をする趣旨ではございません。

取締役会は、附属定款第 67 条 (3) 項及び第 143 条 (1) 項を以下のとおり修正することについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます（下線部分が変更点）。

現行附属定款	変更案
<p>第 67 条 (3) 項 辞任する取締役は、再任される資格を有する。輪番制により辞任する取締役には、（輪番制により辞任する取締役人数を確定することを要する限り、）辞任を望むが再任を希望しない取締役が含まれるものとする。かかる輪番制により辞任すべき残りの取締役は、直前の再任又は任命以降最も長期間在任する他の取締役とし、その結果直近で同日に取締役に再任された者の間においては、辞任すべき取締役は（両者の間で別途の合意がない限り）くじ引きにより決定されるものとする。第 66 条 (2) 項又は第 <u>66 条 (3) 項</u>に従い任命される取締役は、輪番制により辞任する特定の取締役又は取締役の人数を定める際、考慮に入れられないものとする。</p> <p>第 143 条 (1) 項 本第 <u>144 条 (2) 項</u>に規定される場合を除き、いずれの株主も、当会社の業務遂行に関連する可能性があり、かつ取締役が判断する限り、当会社の従業員の利害関係において公開することが不適當である当会社の取引の詳細又は企業秘密もしくは業務上の秘密の性格を有する又はその可能性のある事項の開示を要求す</p>	<p>第 67 条 (3) 項 辞任する取締役は、再任される資格を有する。輪番制により辞任する取締役には、（輪番制により辞任する取締役人数を確定することを要する限り、）辞任を望むが再任を希望しない取締役が含まれるものとする。かかる輪番制により辞任すべき残りの取締役は、直前の再任又は任命以降最も長期間在任する他の取締役とし、その結果直近で同日に取締役に再任された者の間においては、辞任すべき取締役は（両者の間で別途の合意がない限り）くじ引きにより決定されるものとする。第 66 条 (2) 項又は第 <u>66 条 (5) 項</u>に従い任命される取締役は、輪番制により辞任する特定の取締役又は取締役の人数を定める際、考慮に入れられないものとする。</p> <p>第 143 条 (1) 項 本第 <u>143 条 (2) 項</u>に規定される場合を除き、いずれの株主も、当会社の業務遂行に関連する可能性があり、かつ取締役が判断する限り、当会社の従業員の利害関係において公開することが不適當である当会社の取引の詳細又は企業秘密もしくは業務上の秘密の性格を有する又はその可能性のある事項の開示を要求す</p>



る、あるいはそれに関する情報を要求する権限を有しない。	る、あるいはそれに関する情報を要求する権限を有しない。
-----------------------------	-----------------------------

第6号議案：議事録に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件

現在、附属定款第107条(2)項にて、議事録は秘書役が本営業所において維持するものとするのが規定されています。附属定款第2条(1)項は、当社の登録事務所としての事務所を定義しています。

取締役会は、株主の皆様にとって当社の登記上の本営業所は必ずしもアクセス可能ではないことに鑑み、議事録は当社の本営業所又はいずれかの事業所において備置するものとするのが、当社及び株主の最大限の利益につながると判断しています。

取締役会は、第107条(2)項を以下のとおり修正することについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます（下線部分が変更点）。

現行附属定款	変更案
第107条(2)項 議事録は、 <u>秘書役が本営業所において維持するものとする。</u>	第107条(2)項 議事録は、 <u>本営業所又はいずれかの事業所において備置するものとする。</u>

第7号議案：配当及びその他の支払に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件

現在、附属定款第112条にて、配当は、当会社の利益（実現利益か否かを問わない）から又は利益から積立てられる剰余金のうち取締役会が必要でなくなったと判断する金額から宣言し支払うことができる。特別決議の許可に基づき、配当は、株式払込剰余金（プレミアム）勘定又は会社法に従い当該目的のために許可されるその他の基金もしくは勘定からも宣言し支払うことができることが規定されています。

取締役会は、配当の扱いを柔軟にし、配当の迅速な分配また管理の向上を目的として、配当に関する権限を普通決議で決定することにより、当社及び株主の利益の向上につながると判断しています。

取締役会は、第112条を以下のとおり変更することについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます（下線部分が変更点）。

現行附属定款	変更案
第112条 配当は、当会社の利益（実現利益か否かを問わない）から又は利益から積立てられる剰余金のうち取締役会が必要でなくなったと判断する金額から宣言し支払うことができる。 <u>特別決議の許可に基づき</u> 、配当は、株式払込剰余金（プレミアム）勘定又は会社法に従い当該目的のために許可されるその他の基金もしくは勘定からも宣言し支払うことができる。	第112条 配当は、当会社の利益（実現利益か否かを問わない）から又は利益から積立てられる剰余金のうち取締役会が必要でなくなったと判断する金額から宣言し支払うことができる。 <u>普通決議の許可に基づき</u> 、配当は、株式払込剰余金（プレミアム）勘定又は会社法に従い当該目的のために許可されるその他の基金もしくは勘定からも宣言し支払うことができる。

第8号議案：会計記録に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件

取締役会は、当社の附属定款第 127 条及び 128 条における参照条文に誤りがあることを発見したため、これを修正する必要があると判断しています。なお、これらはいずれも参照すべき条項の過誤であり、実質的な修正をする趣旨ではございません。

具体的には、取締役会は、附属定款第 127 条及び第 128 条を以下のとおり変更することについて特別決議により承認をお願いしたいと存じます（下線部分が変更点）。

現行附属定款	変更案
<p>第 127 条 一切の適用ある法令、規則及び規定（指定証券取引所の規則を含むが、これに限られない）の十分な遵守及びこれらに基づき要求される一切の必要な同意（もしあれば）の取得を条件とし、<u>第 127 条</u>における要求は、法令により禁止されない方法により、いずれかの者に対し、当会社の年次会計から得られる財務報告書の概要及び適用ある法律及び規則により要求される様式かつ内容による役員の報告書を送付することにより、かかる者に関し満足されたとみなされるものとする。 (以下省略)</p> <p>第 128 条 <u>第 127 条</u>に言及される者に対し同条に言及される文書又は<u>第 128 条</u>に従う財務報告書の概要を送付する旨の要求は、一切の適用ある法令、規則及び規定（指定証券取引所の規則を含むが、これに限られない）に従い、当社が<u>第 127 条</u>に言及される文書の写し及び（該当する場合は）<u>第 128 条</u>に従う財務報告書の概要を当社のコンピューターネットワーク上又は許可されるその他の方法（電子通信フォームの送信を含む）により発行した場合で、かつ、かかる文書の発行又は受領により、当社が該当する者に対しかかる文書の写しを送付する義務から免責されると取扱われることにつき、当該者が同意したか又は同意したとみなされる場合に、満足されたとみなされるものとする。</p>	<p>第 127 条 一切の適用ある法令、規則及び規定（指定証券取引所の規則を含むが、これに限られない）の十分な遵守及びこれらに基づき要求される一切の必要な同意（もしあれば）の取得を条件とし、<u>第 126 条</u>における要求は、法令により禁止されない方法により、いずれかの者に対し、当会社の年次会計から得られる財務報告書の概要及び適用ある法律及び規則により要求される様式かつ内容による役員の報告書を送付することにより、かかる者に関し満足されたとみなされるものとする。 (以下省略)</p> <p>第 128 条 <u>第 126 条</u>に言及される者に対し同条に言及される文書又は<u>第 127 条</u>に従う財務報告書の概要を送付する旨の要求は、一切の適用ある法令、規則及び規定（指定証券取引所の規則を含むが、これに限られない）に従い、当社が<u>第 126 条</u>に言及される文書の写し及び（該当する場合は）<u>第 127 条</u>に従う財務報告書の概要を当社のコンピューターネットワーク上又は許可されるその他の方法（電子通信フォームの送信を含む）により発行した場合で、かつ、かかる文書の発行又は受領により、当社が該当する者に対しかかる文書の写しを送付する義務から免責されると取扱われることにつき、当該者が同意したか又は同意したとみなされる場合に、満足されたとみなされるものとする。</p>

（注）なお、参照の便宜のために記載いたしますと、2014 年 8 月 29 日現在の東京外国為替市場における外国為替相場（仲値）によると、1 米ドル=103.74 円、1 香港ドル=13.38 円とされております。



新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及び日本を含むその他のアジアの地域において、金融サービス及びパブリックリレーションの事業分野において商品及びサービス並びにスマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。